

要旨「日本の医療分野の賠償訴訟にみられる積極的司法とその影響

—米国の医療・医薬品事例との比較をもとに—

畑中 綾子

従来、医薬品副作用の賠償訴訟では、司法が被害救済という名の下に国の賠償責任を損失補償や過失の推定により緩やかに認め、同時に、訴訟過程で安全対策や救済制度の創設などを提案し、立法や行政の決定に影響を与えてきた。また、医療過誤訴訟では被告医師の義務違反を過失責任の立証を緩和する法解釈を用いてその責任を認め、説明義務違反や相当程度の可能性といった理論展開により、緩やかな賠償責任の認定を行ってきた。本稿では、これらを司法の積極的機能と位置付ける。他方で、医療過誤訴訟においては、この司法の積極的機能により医師の賠償責任が認められるものの、その賠償額は慰謝料により低額に抑えられ、責任の認定を被害者救済に傾けたこととのバランスが図られている。

賠償訴訟における緩やかな過失の認定については、日本では誰に過失があったかよりも、損害を公平に分担しようとする平等志向があったこと、賠償支払の主体となる被告が国、病院など財産的な体力が十分な相手が想定されていたことが影響していると思われる。また、理論的にそのような運用が可能になってきた背景には、民法学における利益衡量（考量）論が実務上広く受け入れられ、しかもその内容は、裁判官の裁量による柔軟な法解釈が可能であったことがある。社会の時々において必要な政策的配慮や社会的背景を考慮し、薬害訴訟や予防接種禍訴訟における被害者救済や、説明義務違反における患者の個別事情の考慮なども裁判官の裁量の範疇として盛り込むことができた。これは日本の賠償制度が全面的に職業裁判官に委ねられ、かつ裁判官が社会的な信頼を得ていたことに由来する。

その一方で、裁判官の裁量に委ねる利益衡量（考量）での運用に限界もみられる。それは利益衡量（考量）論が想定する価値判断の客観化は現実には困難、かつその基準が不明確で、なぜある価値が上位にあるのかを説明する根拠を欠いていることにある。具体的には被害救済を上位の価値におくことの客観的根拠や基準が不明確であることと、そのような緩やかな法解釈が用いられることにより本来の責任が認められづらくなるといった副作用が問題となる。

日米の医療分野の訴訟機能を比較すると、米国の訴訟件数は圧倒的に多い。そして医療訴訟制度改革は、賠償額の制限や出訴制限といった原告からの訴訟提起を抑止する方向でなされてきている。背景には、賠償訴訟による保険危機といった政治的要素に加え、懲罰的損害賠償制度や陪審制などの訴訟制度により訴訟結果の不確実性が日本に比較して高いことがある。但し、米国においては、医薬品副作用や予防接種の事例で、国の賠償責任を問うことは極めて稀である。医療訴訟における被害者救済のための新たな理論の発展はみられるものの、その適用は客観性、形式的要件のもとで限定されている。この日米の違いには、日本が緩やかな過失認定のもとで損害を薄く広く分担する意味での平等志向があったのに対

し、米国では懲罰賠償や陪審制のもとで個別的正義の実現を前提としながらも、形式的、客観的基準によりそれを制限する方向があったと説明できる。

日本では、高度経済成長を背景に緩やかな過失責任の認定による被害者救済が必要とされた時代があった。しかし現在、被害救済制度や事故調査制度などが設置されており、これら様々な補完的制度との連携の中で、賠償訴訟の役割は文字通り、過失責任主義に近づいていくべきではないか。現在の日本の医薬品副作用被害救済制度においては、因果関係が否定できない事例は基本的に救済対象となっており、広く救済を図る方向にある。この広い救済制度のもとでこそ、賠償訴訟において過失責任を厳格に運用することも肯定されると思われる。原告患者や医療者にとっても曖昧な責任と低額な賠償額で終結させるよりも、医師の過失や因果関係が強く認められると判断されれば高額な賠償を課し、そうでなければ損害賠償責任はないと示したほうが好ましいのではないか。それにより、不適切な行為を効果的に抑止し、逆に医療提供に関わる周辺的な行為についての委縮効果を与えないような措置ができるからである。迅速かつ広範な被害救済、原因究明、政策提言といった様々な機能を賠償訴訟が抱え込んできた。今後様々な制度との連携の中で、賠償訴訟はより本来の過失責任主義に近づくことで司法の役割を明確にしていくべきである。

損害の範囲が限定されることで、司法の果たしてきた被害者救済や政策形成機能はより明確に司法に発揮されると考える。緩やかな賠償責任を認定する中で政府に安全対策を促そうとすることは、威嚇効果としての政策形成機能しかもちえず、それは司法の役割としては甚だ不十分である。司法は法的責任を追及し威嚇的な効果を発揮するだけでなく、将来に向けた当事者の政策運営や経済活動を促進するという点での政策形成機能を果たすべきである。

以上